

あらま共済制度からのお知らせ

平川市商工会「見舞金等の各制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「あらま共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会が運営する共済制度「あらま共済」のうち、当商工会が独自に給付を行う見舞金等の各制度について規定するものであり、その対象者は会員事業所の共済制度「あらま共済」に加入する事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は当商工会に対し、共済「あらま共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・助成金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。また支払いはそれぞれ年一回を限度とする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって共済制度「あらま共済」から脱退するものとする。

共済制度「あらま共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- ① 会員事業所が当商工会の会員でなくなったとき
- ② 会員事業所が共済制度「あらま共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。
ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- ③ 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお該当日（病気入院開始日、事故通院開始日、入籍日、出産日、小学校入学日）より3年を経過した後の請求については支給しない。

(付則)

第1条 この規約は、令和2年4月1日より実施する。

別表1 見舞金・助成金・祝金給付内容

<給付する場合>

●病気入院見舞金

対象者が疾病により7日以上入院した場合に病気入院見舞金として支給する。(効力発生日からその日を含めて90日を経過した翌日から責任開始とする)

●事故通院見舞金

対象者が傷害を被り、5日以上医療機関へ通院した場合に事故通院見舞金として支給する。(入院給付金が支給された場合は支給しない)

別表2 見舞金・助成金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金	・ 当所指定請求書 ・ 入退院日が明記された診断書または退院証明書または領収書(コピー可)
事故通院見舞金	・ 当所指定請求書 ・ 通院日数・対象者名のわかる領収書等(コピー可)